

オンライン研修「これから始めるGAP」理解度確認テスト（トリの絵のテスト）第11問 説明

| | 不適切な表現 | 不適切な箇所の説明 | 今回の対応 |
|--------|--|---|------------------|
| 設問 |  <p>第11問 もしも労災保険に未加入の従業員が作業中に事故で大きなケガを負った場合、その補償や雇用主の責任はどうなるでしょうか？次の中から間違っているものを選んでください。</p> <p>A 雇用主は従業員に補償金を支払う法的義務がある</p> <p>B 国から労災と認定された場合、従業員には国から労災給付金が出る</p> <p>C 国から従業員に労災給付金が出た場合、雇用主はその全額を国から請求される場合がある</p> <p>D 雇用主は、逮捕される場合がある</p> | <p>解答 A「雇用主は従業員に補償金を支払う法的義務がある」を間違った解答として位置付けた設問ですが、労働基準法においては、業務災害に関して、雇用主（使用者）が従業員（労働者）に災害補償を行う法的義務を課していることから、解答 A も正しく、4つの解答全てが正しい内容となりました。</p> <p>よって、間違っている解答を選ぶことができず、解答の選択肢が不適切な出題でした。</p> <p>なお、設問において「労災保険に未加入の従業員が」とありますが、労災保険は、原則、労働者を1人でも雇用する事業場は全て適用されるものであるため、事業主が労災保険の適用手続をする必要があるものであり、従業員が加入手続をする必要はありません。</p> | <p>他の設問に差し替え</p> |
| 解答及び解説 |  <p>第11問 もしも労災保険に未加入の従業員が作業中に事故で大きなケガを負った場合、その補償や雇用主の責任はどうなるでしょうか？次の中から間違っているものを選んでください。</p> <p>A 雇用主は従業員に補償金を支払う法的義務がある</p> <p>B 国から労災と認定された場合、従業員には国から労災給付金が出る</p> <p>C 国から従業員に労災給付金が出た場合、雇用主はその全額を国から請求される場合がある</p> <p>D 雇用主は、逮捕される場合がある</p> <p>つぎへすすむ</p> <p>雇用主が従業員に直接、補償金を支払う法的義務はないしかし、労災保険に加入していないと、国から従業員に労災給付金が出た場合、雇用主には重いペナルティが国から課せられる</p> | <p>オレンジ部分の解説では、「雇用主が従業員に直接、補償金を支払う法的義務はない」としていますが、労働基準法においては、業務災害に関して、雇用主が従業員に災害補償を行う法的義務を課していることから、解説の内容が誤っていました。</p> <p>（ただし、労災保険から同一の事由によって保険給付が行われる場合は、補償の責を免れるとしています。）</p> <p>また、「重いペナルティが国から課せられる」としていますが、あくまで、適用手続をしていないと、労災保険給付に要した費用を徴収される場合があるということであり、過大解釈を招く不適切な内容でした。</p> | |

不適切な表現があった箇所：赤線部